

北九州市水道局管理規程第18号

北九州市水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局公印規程の一部を改正する規程

北九州市水道局公印規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局公印規程

第1条中「北九州市水道局」を「北九州市上下水道局」に改める。

第9条の見出し中「、廃止」を「及び廃止」に改め、同条第1項中「しよう」を「をしよう」に、「水道局長」を「上下水道局長」に、「うけなければ」を「受けなければ」に改める。

第1号様式中「水道局総務経営部総務課長」を「上下水道局総務経営部総務課長」に改める。

第3号様式中「北九州市水道局長」を「北九州市上下水道局長」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

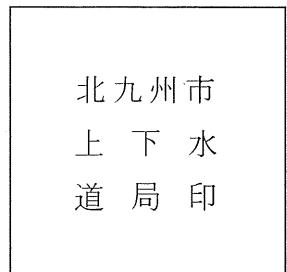
別表第1（第5条関係）

公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	ひな型番号	使途	保管者	保管場所
北九州市上下水道局印	れい書	方30	(1)	一般公文書用	上下水道局 総務経営部 総務課長	上下水道局 総務経営部 総務課
北九州市印	れい書	方15	(2)	職員証用		
北九州市水道事業工業用水道事業下水道事業管理者印	てん書	方28	(3)	一般公文書用		
北九州市水道事業工業用水道事業下水道事業管理者職務代理者印	れい書	方28	(4)	一般公文書用		
北九州市上下	れ	方21	(5)	一般公文書用		

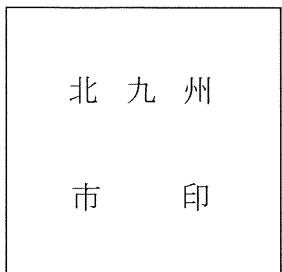
水道局長印	い 書	方 1 5		徴収事務用、使用許可等事務用、昇給通知書用、源泉徴収票用並びに身分、通勤及び勤務の証明事務用		
		方 8		収納事務用及び使用許可等事務用		
		方 3 5		辞令及び表彰事務用		
工事事務所専用北九州市上下水道局長印	れ い 書	方 2 1	(6)	上下水道局長名をもってする工事事務所における公文書用	上下水道局給水部工事事務所長	上下水道局給水部工事事務所
整備事務所専用北九州市上下水道局長印	れ い 書	方 2 1	(7)	上下水道局長名をもってする建設局整備事務所における公文書用	上下水道局下水道部庶務担当課長	建設局整備事務所庶務課
まちづくり整備課専用北九州市上下水道局長印	れ い 書	方 2 1	(8)	上下水道局長名をもってする区役所まちづくり整備課における公文書用	上下水道局下水道部整備担当課長(東部整備担当課長及び西部整備担当課長を除く。)	区役所まちづくり整備課
工事契約事務専用北九州市上下水道局長印	れ い 書	方 2 1	(9)	上下水道局工事契約担当部長及び上下水道局工事契約担当課長が執行する契約事務用	上下水道局工事契約担当部長	契約室契約課

別表第2（第5条関係）

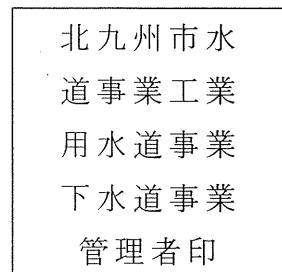
(1)



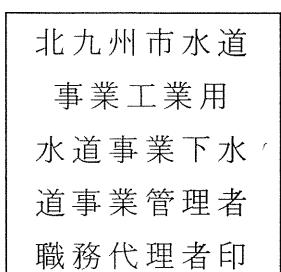
(2)



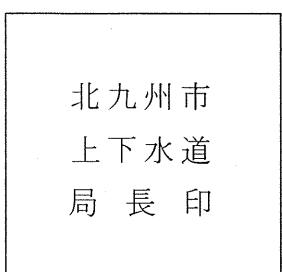
(3)



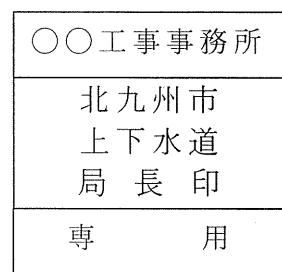
(4)



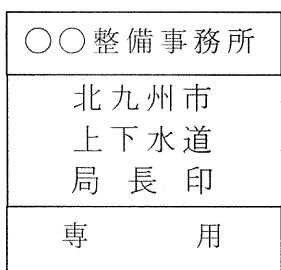
(5)



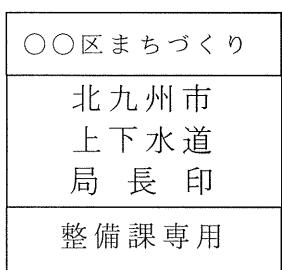
(6)



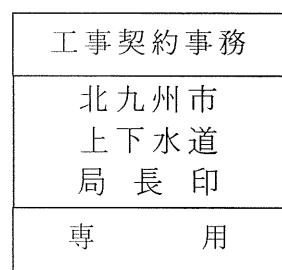
(7)



(8)



(9)



付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第19号

北九州市水道局当直規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局当直規程の一部を改正する規程

北九州市水道局当直規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局当直規程

第2条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第20号

北九州市水道局庁内管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局庁内管理規程の一部を改正する規程

北九州市水道局庁内管理規程（昭和47年北九州市水道局管理規程第8号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局庁内管理規程

第2条第2項中「及び」の次に「水道事業又は工業用水道事業に属する」を
、「水質試験所長」の次に「、浄化センター及び下水道事業に属するポンプ場
にあっては浄化センター所長」を加える。

第3条の表中「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第21号

北九州市水道局職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程

北九州市水道局職員の職名等に関する規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局職員の職名等に関する規程

第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第22号

北九州市水道局技能労務職の主任の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局技能労務職の主任の設置に関する規程の一部を改正する規程

北九州市水道局技能労務職の主任の設置に関する規程（昭和43年北九州市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局技能労務職の主任の設置に関する規程

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第23号

北九州市水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局職員就業規則の一部を改正する規程

北九州市水道局職員就業規則（昭和39年北九州市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局職員就業規則

第2条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第5条第1項中「水道事業」の次に「、工業用水道事業及び下水道事業」を加え、「当って」を「当たって」に改め、同条第2項中「当って」を「当たって」に、「つとめ」を「努め」に改める。

第7条第2項中「北九州市水道局職員証に関する規程」を「北九州市上下水道局職員証に関する規程」に改め、同条第3項中「北九州市水道局職員の名札着用に関する規程」を「北九州市上下水道局職員の名札着用に関する規程」に改める。

第8条中「北九州市水道局職員の被服の貸与に関する規程」を「北九州市上下水道局職員の被服の貸与に関する規程」に改める。

第17条第2項中「北九州市水道局当直規程」を「北九州市上下水道局当直規程」に改める。

第20条第2項第2号中「不齊一型短時間勤務職員の」の次に「4週間ごとの期間につき1週間当たりの」を加える。

第27条中「北九州市水道局企業職員の給与に関する規程」を「北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程」に、「北九州市水道局企業職員の旅費に関する規程」を「北九州市上下水道局企業職員の旅費に関する規程」に改める。

第28条第2項中「北九州市水道局」を「北九州市上下水道局」に、「すべて」を「全て」に、「引継をおえた」を「引継ぎを終えた」に改める。

別表第1の総務経営部の項を削る。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第24号

東日本大震災に伴う北九州市水道局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

東日本大震災に伴う北九州市水道局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程

東日本大震災に伴う北九州市水道局職員の特別休暇の特例に関する規程（平成23年北九州市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東日本大震災に伴う北九州市上下水道局職員の特別休暇の特例に関する規程

第1条及び第2条中「水道局職員」を「上下水道局職員」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第25号

北九州市水道局職員出勤簿処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局職員出勤簿処理規程の一部を改正する規程

北九州市水道局職員出勤簿処理規程（昭和44年北九州市水道局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局職員出勤簿処理規程

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第26号

北九州市水道局職員証に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局職員証に関する規程の一部を改正する規程

北九州市水道局職員証に関する規程（昭和43年北九州市水道局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局職員証に関する規程

第1条中「水道局に」を「上下水道局に」に、「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

第2条第1項中「水道局長」を「上下水道局長」に改め、同条第2項中「水道局長」を「上下水道局長」に、「ちょう付し」を「貼付し」に改め、同条第3項中「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

第4条、第6条各号列記以外の部分及び第3号、第8条、第1号様式の備考並びに第2号様式中「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第27号

北九州市水道局職員の名札着用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局職員の名札着用に関する規程の一部を改正する規程

北九州市水道局職員の名札着用に関する規程（昭和43年北九州市水道局管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局職員の名札着用に関する規程

第1条中「水道局に」を「上下水道局に」に、「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

第3条第1項第2号中「集金」の次に「、徵収」を加え、同項第4号中「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

第4条中「または」を「又は」に、「ただちに水道局長」を「直ちに上下水道局長」に改める。

第5条中「ただちに」を「直ちに」に、「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

第6条及び第1号様式の備考中「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

第2号様式中「水道局長」を「上下水道局長」に、「水道局 総務経営部 総務課」を「上下水道局 総務経営部 総務課」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第28号

北九州市水道局職員勤務評定規程の一部を改正する規程を次のように定める。

○ 平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局職員勤務評定規程の一部を改正する規程

北九州市水道局職員勤務評定規程（昭和49年北九州市水道局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局職員勤務評定規程

第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第29号

北九州市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市水道局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程

第1条中「北九州市水道局企業職員」を「北九州市上下水道局企業職員」に改める。

第4条の2第1項中「北九州市水道局職員就業規則」を「北九州市上下水道局職員就業規則」に改める。

第12条の3第1項第3号中「北九州市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」を「北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」に改める。

別表第4中

特殊現場 作業手当	(1) 職員が、高所（地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所をいう。）又は40度以上の傾斜地において監督、測量等の業務に従事したときに支給する。	日額	150円
	(2) 職員が、水中等環境劣悪な場所において監督、測量等の業務に従事したときに支給する。	日額	190円
暗きょ内 作業手当	職員が、暗きょ内に立入って漏水調査等の作業に従事したときに支給する。	暗きょ内直径が1.5メートル未満のとき 日額	380円

を

		暗きょ内直径が1.5 5メートル以上のとき 日額 310円
--	--	-------------------------------------

特殊現場 作業手当	(1) 職員が、高所（地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所をいう。第3号において同じ。）又は40度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したときに支給する。	日額150円
	(2) 職員が、水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したときに支給する。	日額190円
	(3) 職員が、高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したときに支給する。	<p>監督に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満である場合 高さが20メートル未満のとき 日額120円 高さが20メートル以上のとき 日額180円</p> <p>1日の従事時間が4時間以上である場合 高さが20メートル未満のとき 日額200円 高さが20メートル</p>

		<p>ル以上のとき　日額 300 円</p> <p>作業等に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満である場合 高さが20メートル未満のとき　日額 140 円 高さが20メートル以上のとき　日額 200 円</p> <p>1日の従事時間が4時間以上である場合 高さが20メートル未満のとき　日額 220 円 高さが20メートル以上のとき　日額 320 円</p>
高気圧内作業手当	職員が、圧搾空気内で行う下水道管渠等の建設工事の調査、検査等の作業に従事したときに支給する。	<p>従事した1時間につき 気圧が0.2メガパスカルまでのとき 210 円</p> <p>気圧が0.2メガパスカルを超え、0.3メガパスカルまでのとき 560 円</p> <p>気圧が0.3メガパスカルを超えるとき 1,000 円</p>
暗渠内作業手当	職員が、暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したときに支給する。	暗渠内直徑が1.5メートル未満のとき　日額 380 円

		暗渠内直径が1.5メートル以上のとき　日額310円
下水道管渠内検査手当	職員が、下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したときに支給する。	下水道管渠内の直径が1.5メートル未満のとき　日額380円 下水道管渠内の直径が1.5メートル以上のとき　日額310円

「

汚泥処理手当	職員が、沈殿池等の汚泥の搬出作業に従事したときに支給する。	日額　　310円	を
--------	-------------------------------	----------	---

」

「

汚泥処理手当	職員が、ちndeん池等の汚泥の搬出作業に従事したときに支給する。	日額310円
下水処理業務手当	東部浄化センター、西部浄化センター又は水質管理課に勤務する一般技術員（管理者が指定する者を除く。）が、下水処理に関する業務に従事したときに支給する。	管理者が定める職員　日額790円 上記以外の職員　日額260円

」

「

折衝手当	職員が、土地の取得及び収用、換地並びにこれに伴う補償のため、又は建築物の取得、移転及び撤去並びにこれらに伴う補償のために外勤折衝事務に従事したときに支給する。	日額　　650円	を
------	---	----------	---

」

折衝手当	職員が、土地の取得及び収用、換地並びにこれに伴う補償のため、又は建築物の取得、移転及び撤去並びにこれらに伴う補償のために外勤折衝事務に従事したときに支給する。	日額 650 円
受益者負担金事務従事手当	下水道事業受益者負担金の賦課徴収に関する事務に常時従事する職員が、当該事務に従事したときに支給する。	日額 160 円

改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第30号

北九州市水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

北九州市水道局企業職員の旅費に関する規程（昭和42年北九州市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局企業職員の旅費に関する規程

第1条中「北九州市水道局」を「北九州市上下水道局」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第31号

北九州市水道局職員の被服の貸与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局職員の被服の貸与に関する規程の一部を改正する
規程

北九州市水道局職員の被服の貸与に関する規程（昭和39年北九州市水道局
管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局職員の被服の貸与に関する規程

第1条中「北九州市水道局職員」を「北九州市上下水道局職員」に改める。

第2条第1項中「別表に定めるところによる」を「別に管理者が定める」に
改める。

別表を削る。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第32号

北九州市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

北九州市水道局職員安全衛生委員会規程（昭和49年北九州市水道局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局職員安全衛生委員会規程

本則中「もつて」を「もって」に、「なくなつた」を「なくなった」に、「あつた」を「あった」に、「はかつて」を「はかって」に改める。

第1条中「北九州市水道局に」を「北九州市上下水道局に」に、「北九州市水道局職員安全衛生委員会」を「北九州市上下水道局職員安全衛生委員会」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第33号

北九州市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

北九州市水道局安全衛生管理規程（昭和49年北九州市水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局安全衛生管理規程

第1条中「北九州市水道局職員」を「北九州市上下水道局職員」に改める。

第6条の表中「北九州市水道局職員就業規則」を「北九州市上下水道局職員就業規則」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第34号

北九州市水道局職員見舞金支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局職員見舞金支給規程の一部を改正する規程

北九州市水道局職員見舞金支給規程（昭和49年北九州市水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局職員見舞金支給規程

第1条中「北九州市水道局職員」を「北九州市上下水道局職員」に改める。

第2条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第35号

北九州市水道局在籍専従許可の手続等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局在籍専従許可の手続等に関する規程の一部を改正する規程

北九州市水道局在籍専従許可の手続等に関する規程（昭和44年北九州市水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局在籍専従許可の手続等に関する規程

第2条第1項中「水道局長」を「上下水道局長」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

第3条の見出し中「取消し事由」を「取消事由」に改め、同条中「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

第1号様式中「北九州市水道局長」を「北九州市上下水道局長」に、「殿」を「様」に改める。

第2号様式中「北九州市水道局長」を「北九州市上下水道局長」に、「殿」を「様」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第36号

北九州市水道局管理規程における敬称の取扱いの特例に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局管理規程における敬称の取扱いの特例に関する規程を廃止する規程

北九州市水道局管理規程における敬称の取扱いの特例に関する規程（昭和55年北九州市水道局管理規程第5号）は、廃止する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。